

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光仁会富竹の里（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の事業所に勤務する役員で、週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長の報酬総額は勤務形態に応じて、年間600万円以内、非常勤理事の報酬総額は年間30万円以内、監事の報酬総額は年間20万円以内とし、別記1に定める額とする。

2 評議員の報酬は、別記2に定める額とする。

(この法人職員給与との併給)

第4条 この法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員の費用弁償は、別記3に定める額とする。

2 常勤役員の職務遂行に伴い発生する交通費（通勤費含む）及び旅費（宿泊費・日当等含む）については、職員給与規程及び旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支払い)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があった時は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 支払日は、法人の職員給与規程に準ずるものとする。

(報酬の日割り計算等)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

- 2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。
- 3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。
- 4 第1項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しな

い場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

この規程は、令和7年6月30日から施行する。

別記1

区分	内容	額
理事長	人事労務、財務及び運営等の職務遂行の報酬として	月額500,000円以内
非常勤理事	理事会及び評議員会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円
非常勤監事	定款第18条第1項及び第2項に定める監査 社会福祉法第55条の2第5項に定める意見聴取 の都度、報酬として	一人一律15,000円
	理事会及び評議員会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円
	行政機関等による監査等の立会いの都度、報酬として	半日（4時間以内）の場合 一人一律6,000円 1日（4時間以上）の場合 一人一律10,000円

別記2

区分	内容	額
評議員	評議員会及び理事会出席の都度、報酬として	一人一律10,000円

別記3

区分	内容	額
非常勤役員 評議員	理事会及び評議員会並びに理事長の要請による会議 等 出席の都度、費用弁償として	一人一律3,000円
	職務遂行のための旅行の都度、費用弁償として	旅費規程の定めるところによる